

米国の高等教育州調整機関の比較：クラークの三角形の応用

中世古, 貴彦
九州産業大学：准教授

<https://doi.org/10.15017/7340416>

出版情報：九州大学教育社会学研究集録. 29, pp.13-27, 2025-03-15. Seminar of Educational Sociology Department of Education, Graduate School of Human-Environment Studies Kyushu University

バージョン：

権利関係：



米国の高等教育州調整機関の比較：クラークの三角形の応用

Comparing State Coordinating Boards for Higher Education in the U.S.: Applying a Modified Version of Clark's Triangle

中世古 貴彦

1. 問題の所在：大学と社会とを橋渡しする調整機関

米国高等教育の構造的特徴の一つとして、多くの州で個別（特に州立）大学の統治委員会（governing board 等、いわゆる大学理事会）とは別に州全体の高等教育政策を調整する機関（coordinating board 等）が存在し、各機関の自治の範囲を超える問題（州全体の高等教育計画の策定、新キャンパスの立地など）について関係者間の利害を調整してきたことが挙げられる（例えば Berdahl (1971)、仙波 (1980)、Fulton (2019) など）⁽¹⁾。個別大学の理事会とは別に州全体の調整機関を設置するという階層的な制度設計は、少なくとも 1990 年代中頃までは、「アカウンタビリティの手続きを複雑なものにしているかもしれないが、愚かな、あるいは不用意な外部の介入から大学を守る手段になっているともいえる」（Berdahl & McConnell 1994=1998: 123）と評価されてきた。

ただし、高等教育の量的拡大の時代が過ぎ去り、州財政が厳しくなると、調整機関には様々な期待が寄せられるものの、権限や予算に限界がある中で改革を主導することができず、いくつかの州では改革も試みられてきた（例えば McGuinness (2016)、中世古 (2018a)）。

州調整機関については、日本でもカリフォルニア州を中心に研究が散見される（江原 (2004)、仙波 (2004)、森 (2007)、中世古 (2024) など）が、政策関係者に正確な理解が浸透しているのかは心許ない。例えば、2015 年の「特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議」では、「米国大学の事例」として、2011 年に廃止された同州の調整機関（後述の CPEC）を指すとしか考えられない組織が、「州内の複数の管理委員会（大学理事会）の取り組み・方針を調整することを目的とする」「法人格を持たない州政府機関の一つ」（文部科学省 2015: 資料 4 6 ページ）として、あたかも存続しているかのように紹介されている。同州の調整機関は、実は文部科学省 (2003) ウェブサイトに

ある、1960 年のカリフォルニア州高等教育マスタープランの解説でも言及されている。ただしそこでは、カリフォルニア大学（University of California、以下 UC）やカリフォルニア州立大学（California State University、以下 CSU）が、それぞれ州憲法や州法に基づく自治を有しているため州の教育行政とは切り離されていることには触れられないまま、1960 年当時の CPEC の前身機関について「UC、CSU、CCC [引用者注：California Community College] のそれぞれの政策を調整する、州高等教育調整審議会の設立」と説明されていた。カリフォルニア州を中心にした米国モデル⁽²⁾（の日本的理解）を参照した政策議論では、州調整機関は各大学の自治に一定の制約を課すために当然存在する仕組みとして、（事実確認レベルも含め）十分な検討を伴わないまま引き合いに出されてきた節がある。

では、米国の州調整機関は、どのような制度設計によって、大学と外部社会をつないでいるのだろうか。冒頭で引用したような、個別大学と政府と間に調整機関が介在するという重層的な仕組みをより正確に理解することは、大学に対する政府によるマイクロマネジメントの弊害に関する指摘が相次いでいる日本の高等教育（例えば、佐藤 (2019)、田中ほか (2024) など）にも、少なからぬ示唆を与えるのではないだろうか。

2. 先行研究

既に引用したように、米国高等教育の州調整機関に関する研究には一定の蓄積があるが、改めてまとめると、やや古い研究では州調整機関について幾分肯定的な評価を与えるものが多く、比較的近年の研究では混乱や悲観的な状況を記述するものが多いようである。

例えば、はやり注目されることが多いカリフォルニア州の調整機関は、同州高等教育の分権的なシステムを緩やかに統合する仕組みとして描かれ（例えば

OECD (1990)、Richardson et al. (1999 44-71))、日本でも整然と機能しているように紹介されることが多かった (例えば仙波 (2004)、森 (2007))。しかし、実際はコミッショナーの任命方法や高等教育機関側の当事者関与の是非などを巡る政治的駆け引きが繰り返されており、特に 20 世紀の末頃から州政府の財政難や調整機関としての効率性への疑義が重なる中で州知事の一存で廃止されている (中世古 2018b)。その後も長く再建を巡る混乱が続いた後に、後任の州知事が主導権を握る形で調整機関らしきものが再建されている (中世古 2024)。

また、米国の中では例外ではあるが、ミシガン州のように法令に基づく調整機関が存在しない場合もある。1990 年代にミシガン州等を調査した Richardson et al. (1999: 24-43) によると、同州では従前から法令に基づく州全体の調整機関は存在しないが、高等教育機関の類型別にボランティアな連絡組織が存在し、それらを通してピアレビュー的な調整やロビー活動が行われていた。インタビュー対象者の中には、市場力学に依拠するほうが官僚的機構を作るよりもコストがかからず効率的である、(州上院予算委員会のキーパーソンの発言として) ミシガン州は大学に効率性を期待していない (Richardson et al. 1999: 30-31) などの認識を抱くものもいたとされ、「ミシガン州の高等教育システムにおいては機関の影響力が優越しているため、高等教育機関の利害関心と州民の利害関心とを一致させるシステムとなっている」

(Richardson et al. 1999: 41) と結論されている。同州の 4 年制大学は州憲法に基づく自治のために司法・立法・行政と並び立つ「州政府の『第四権』」(the “fourth branch” of state government) (Richardson et al. 1999: 25) として認識されているという指摘もあり、伝統的に州政府からの高等教育に対する統制が希薄な州と考えられるが、こうした各州の特殊性も考慮されるべきであろう⁽³⁾。

米国全体としては、先にも引用したように、予算や権限が不十分の中で調整機関が従来のような機能を発揮できなくなっており、単一の機関が従来機能を全て担うのではなく、より分権的な仕組みが望ましいという指摘もある (McGuinness 2016)。とはいえ、州調整機関は高等教育のガバナンスにおいて個別大学の理事会とともに引き続き重要な構成要素として認識されているようである。例えば、諸州の教育政策担当者の協議会である Education Commission of the States (ECS) は、中等後教育のガバナンス構造の

50 州比較の情報を整備し、「州調整委員会／エージェンシーおよび統治委員会」(statewide coordinating boards/agencies and governing boards) について詳細な情報を提供したり (例えば Pechota et al. (2020)、Fulton (2019))、先述の McGuinness (2016) のような政策提言の発信を行ったりしている。

ところで、本研究の問題関心に即せば、各州で千差万別の調整機関の在り方自体が様々な力学で調整されているという見立てが可能で、その場合、調整機関の制度設計を比較する枠組みが必要となる。しかし、州調整機関に関して網羅的に整理しようとすると、Pechota et al. (2020) や Fulton (2019) のように、根拠となる法令の種類や特定の機能の有無などの様々な情報を掲載した一覧表形式になりやすい。それらも重要な情報ではあるが、州調整機関自体の制度設計の比較として理解しようにも、細かな情報が多すぎて大局的な把握は難しい。

高等教育における調整機能と言えば、Clark の「調整の三角形モデル」(Clark 1983=1994) が有名である。Clark のモデルは、「国家権威」(State authority)、「大学寡頭制」(Academic oligarchy)、「市場」

(Market) の 3 つの頂点を持つ三角形の内部に、これら 3 つ要素の影響力の程度を踏まえて各国の高等教育システムを配置した分析枠組みである (Clark 1983=1994: 160-163)。このモデルは、国家権力の一元的な管理による影響力と、市場の多元的・競争的な影響力という二項対立的な理解を相対化し、大学 (人) の側からの時として潜在的な影響力を析出するものであった。

周知のとおり同モデルは多くの研究で参照されているが、州調整機関も明確に対象に含めて各州の高等教育システムを比較検討した研究としては、Richardson et al. (1999) が挙げられる。ただしこの研究は、他の先行研究に着想を得て、各州の「州政府」(State) の役割が「高等教育」と「市場」の (作る底辺がある、三角形ではなく蒲鉾型の図式の曲線上で) どちら側に近いかを検討しており、調整機関はその一要素という扱いにとどまる。

Clark の「調整の三角形モデル」については、こうした援用もさることながら、モデル自体の問題の指摘や修正の提案も少なくない。例えば、本稿と似た視点から大学理事会について分析した中世古 (2022) による先行研究の整理によれば、政府が政策的に疑似市場を形成するようになったために「国家権威」と「市場」の頂点が重複するように変化しており、また大学執行

部をどの頂点に位置付けるべきか判然としない

(Marginson 2016: 37-38)、修正モデルを提案する複数の先行研究 (Marginson and Rhoades (2002) と Salazar & Leihy (2013)) の間で大学の管理者層の位置づく頂点が異なり一貫していない、などである。

こうした指摘に基づくならば、大学への管理や統制に関わる州調整機関のような組織を「国家権威」または「大学寡頭制」に相当する頂点にそのまま位置付けることは不適切であるし、「市場」に相当する頂点の扱いを工夫しなければ「国家権威」に相当する頂点との違いを表現することが難しいと考えられる。実際に、中世古 (2022) は、先行研究 (Kaplin & Lee 2013 (位置 No.42324/62820)、Douglass 2000: 69=2023: 79、高木 1998: 120) で州憲法に基づく大学の自治があるとされている 6 州を対象に、「市場」を「州民」⁽⁴⁾ に読み替えて「調整の三角形モデル」を独自に修正したモデル (図 1) を用い、大学理事会の制度設計を比較し、理事の任免など様々な要素で大学理事会の相対的位置づけが綱引きされることを描写した。さらに、中世古 (2024) は、カリフォルニア州の調整機関の変遷を、コミッショナーの構成員比率などに基づいて中世古 (2022) の分析モデルにあてはめ、高等教育機関関係者が中心だった調整機関が、様々な改革議論を経て、州知事主導のアド・ホックな枠組みへと変質していった様子を描写している。

3. 本稿の課題：州政府、大学、州民の頂点からなる三角形を用いた分析

3-1. 比較のための図式

以上のような先行研究の状況からは、特定の外形的基準に当てはまるか否かによって一覧表的に分類するような整理ではなく、Clark の「調整の三角形モデル」のように、調整機関の位置づけ自体を比較検討するような分析の余地が指摘できる。先述のように、「調整の三角形モデル」を修正のうえ援用した分析は、既に大学理事会 (中世古 2022) やカリフォルニア州の調整機関の変遷 (中世古 2024) に対して適応され、いくつかの州の大学理事会の制度設計の違いや、同一州内における調整機関の改革の帰結を描き出している。調整機関の制度設計に関する理解の精度を高めるという本研究の関心に即せば、中世古 (2022) と同じ図 1 の枠組みを用いて諸州の調整機関の比較を行うことは、十分に妥当と考えられる。

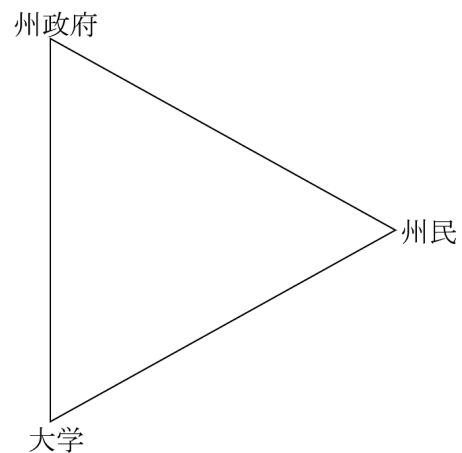


図 1 理事会の制度的位置づけを比較する三角形
注) 中世古 (2022) が、Clark (1983=1994: 160-3) を改変して作成。

3-2. 分析対象

全米の高等教育州調整機関を分析の遡上に乗せることは、筆者の能力の面からも、紙幅の面からも不可能である。そこで本稿では、同じ分析モデルを用いた先行研究と平仄を合わせるため、中世古 (2022) が取り上げた 6 州を対象とする。具体的には、州名のアルファベット順にカリフォルニア、コロラド、アイダホ、ミシガン、ミネソタ、オクラホマの 6 州である。これらは旗艦州立大学が州憲法による強固な自治を有する州とされ、本稿はそのような州における調整機関の比較事例として位置づけられる。

各州のどの組織を調整機関と見做すかは、Pechota et al. (2020) の”1. State Overviews”で調整機関とされている組織かどうかを基準としたが、当該組織の公式ウェブサイトの記述や法令にも照らして判断した。また、法令に基づく調整機関が存在しない州については、先行研究における扱いも踏まえて近い機能を有すると思われる組織を取り上げた。

3-3. 評価基準

三角形の図式において、各州の調整機関の多様な制度設計を比較するための基準を定める必要がある。そこで、州調整機関に関してどのような制度的特徴があれば各頂点に近づくのかを判定するために、以下のよう中世古 (2022) と同一の基準に基づき、各州の制度の相対的な評価を行うこととする。これらの基準の中には、調整機関だけを対象とする本稿ではあまり該当しないものもあり得るが、基準自体を恣意的に変更することは好ましくないと考えられる。そのため、個

別大学の理事会ではなく複数の高等教育機関に関与する州調整機関を念頭に置いた場合に不自然な表現のみ修正したうえで、中世古（2022）と同一の基準を用いる。

A：「州政府」頂点に近づくと考える基準

- ①州政府の役職者（知事、議員、教育長など）が調整機関のコミッショナーに多く含まれる。
- ②役職指定以外のコミッショナーについて、知事や議会が任命するものの比率が高い。

1点目は、調整機関の意思決定に、州政府側の役職者が直接関与する度合いを意味する。2点目は、州政府側が調整機関の構成員をコントロールすることで、調整機関の意思決定に間接的に影響力を及ぼす度合いを反映しているとみなすことができる。

B：「大学」頂点に近づくと考える基準

- ①役職指定以外のコミッショナーの身分保障が強い（任期が長い／再任が可能／罷免の規定がない）。
- ②大学側当事者（例：学長等の大学幹部、現役学生、卒業生代表）が正式メンバーとしてコミッショナーに加わる。

1点目だが、長い任期や再任は、高等教育情勢に精通するにつれて任命者の意向よりも大学側の都合を優先するようになりやすい条件と捉えることができる。また、知事や議会がコミッショナーを罷免できないことは、州政府側と異なる見解を持つ人物でも調整機関に居続けられることを意味する。2点目の大学関係者の参画の有無も、大学側の都合が調整機関内の議論に反映されやすくなる程度を左右すると考えられる。

C：州民の頂点に近づくと考える基準

- ①公選制（コミッショナーを州民が選挙で決める）を採用している。
- ②役職指定者以外の人数が多い。

1点目は、その時々々の知事や議会の意向や、大学関係者の意向とは直接関係なく、州民の投票によってコミッショナーが選出されるという意味で、「州政府」と「大学」の頂点から等しく遠ざかる、つまり、「州民」の頂点に近づくと考えられる。2点目は、調整機関の規模とも関わるが、多様な立場のステークホルダーを調整機関に取り込める程度を意味しており、大学の当事者とも、時の権力者とも異なる、社会の代表としての調整機関の正当性を構成する重要なボイ

ントの一つと言える。

D：三角形の中心に近づくと考える基準

- ①知事や議会の任命の前に、選考委員会などが候補者を検討する。

- ②大学のための調整機関が、州教育委員会や性格の異なる高等教育機関の統治委員会を兼ねる

これらは、3つのいずれの頂点に対しても、近づけようとする力学と遠ざけようとする力学の両方が働く可能性がある要素と考えられる。1点目のコミッショナー候補者の選考委員会には、議会の役職者、高等教育機関の役職者、卒業生代表など、様々な立場の関係者が含まれる可能性がある。そのため、選考委員会では、州政府と大学の双方の意向を反映しつつも、どの立場にも偏りすぎることがないような選考が行われるはずであり、3つの頂点の間でバランスを取る力学が働くものと考えられる。2点目の、調整機関が大学以外的高等（中等後）教育機関や初中等教育に対する役割をも担う場合、意思決定において対象とする大学以外の都合も大いに考慮せねばならなくなる。また、それは必ずしもその時々々の知事や議会の意向と同じとは限らず、「州政府」の頂点からも、離れる力学が生じるはずである。さらに、守備範囲の広い専門機関として、（少なくとも対象とする大学の管理運営に関しては）一般の州民からも距離を置いた独自の立場をとる可能性も考えられる。

以上の基準は、主として調整機関のコミッショナーの任免に関する外形的な制度設計に基づくものであり、実際にはこれらの観点だけでは十分に説明できない状況も生じることが想定される。だが、そうした複雑な実態を考察する前提として、これらの外形的な同異を評価する作業は必要である。

次節からは、以上の図式と基準に基づき、各州の調整機関を比較検討していく。用いる資料は主に各州の調整機関等の公式ウェブサイト上での説明であるが、詳細を確認する必要がある場合は各州の法令等も参照する。外形的な観点から各州の概況を予め示しておくと表1のようになる。

4. 各州の調整機関の比較

4.1 カリフォルニア州

先述の通り、カリフォルニア州では2011年に California Postsecondary Education Commission

表1 各州の調整機関の特徴

略称	州	州内の中等後教育機関数	州高等教育在籍者2022年秋	在籍者の公立シェア	調整機関等の名称	コミッショナー等の人数	役職指定者	主たる任命方法	主たるコミッショナーの任期
CA	カリフォルニア	403	2,486,788	81.7%	(参考) California Governor's Council for Career Education	13	不明(全員が知事の一存で任命)	知事の指名	不明(全員が知事の一存で任命)
CO	コロラド	59	346,716	77.6%	Colorado commission on higher education	11	なし	知事の指名と上院の承認	4年(2期まで)、連続欠席で罷免可能
ID	アイダホ	13	125,249	62.5%	Idaho State Board of Education	8	1人(任期4年の州教育長)	知事の指名と上院の承認(7人)	5年、相応の理由で罷免可能
MI	ミシガン	86	466,458	87.1%	(参考) Michigan Association of State Universities	15	加盟する15公立大学長等	役職指定	役職に基づく
MN	ミネソタ	78	373,128	59.8%	Minnesota Office of Higher Education	1	なし	上院の助言と同意の下に州知事が指名	不明
OK	オクラホマ	46	184,218	86.6%	Oklahoma State Regents for Higher Education	9	なし	知事が指名し上院が承認	9年(再任可)、慎重な罷免規定有り

注:本文中の参照元に基づき筆者が作成。ただし、高等教育機関数と在籍者に関する情報は National Center for Education Statistics (2024a, 2024b) に基づく。

(CPEC) が前知事によりで廃止(職権に基づく予算の拒否権を行使)されてから、法令に基づく調整機関が長らく存在しなかった。現在のカリフォルニア州において、高等教育の州調整機関に準ずると思しき組織は、2023年に前身組織を名称変更して設置された California Governor's Council for Career Education (以下、知事カウンスル) である。また、この知事カウンスルは、現知事が2019年8月に設置した私的な助言機関 (Governor's Council for Post-Secondary Education) を改称したものである⁽⁵⁾。同州では目下、この知事カウンスルが中心となり、新たなマスタープランとして「キャリア教育のためのマスタープラン」 (Master Plan for Career Education) が策定されようとしている (State of California 2024b)。

さて、この知事カウンスルは、上記の設立の経緯からもわかる通り、知事の個人的な意向を強く受けた組織と言える。2023年8月31日付けの知事の行政命令 (Executive Order N-11-23) は、州政府の各部署や州立大学の総長等に上記の新マスタープランを策定

することを要請しており (Executive Department State of California 2023)、それを最終的に取りまとめるのが改称後の知事カウンスルという位置づけになる。実は、これらの動きに対する議会の公式な関与は特段見当たらない。全員が知事の一存で任命された知事カウンスルの13人のメンバー (任期も不明確) には、4人の高等教育機関関係者 (公立の UC、CSU、CCC の総長、同州私学団体の会長) の他に、州教育長 (州教育部) と州教育委員会委員長、財務や労働力開発等を管轄する政権幹部ら、実業界のリーダー等の多様な人物が含まれているが、議会関係者は一人も含まれていない (State of California 2024a)。また、行政命令の文言を見ても、新マスタープランを検討する関係機関として議会関連の組織は一切登場しない。

そもそも、改称前の知事カウンスル自体が、州議会を通過した調整機関の再建法案に対して、知事が拒否権を発動した上で設置されたものであった (中世古 2024: 149-154)。現在の知事カウンスルが、カリフォルニア州高等教育のレガシーである「マスタープラ

ン」の最新版⁽⁶⁾を策定して全州的な調整を実現しようとしているとはいえ、現知事の意向に強く依存した安定的とは言えない枠組みが、他州における調整機関と同列に扱えるものかは疑問が残る。他州との比較の中では、同州はあくまで参考として提示するにとどめたい。

4.2 コロラド州

コロラド州の調整機関は、Colorado Commission on Higher Education である。「コロラド州の中等後教育の機会を最大化する」こと等を目的とする州法の Title 23, Article 1 によると、同コミッションは、上院の承認を条件に知事が指名する 11 人からなる。その任期は 4 年間で、再任は 1 回まで（最長で 2 期 8 年）可能である。設立時に 11 人中 5 人の任期を 2 年とすることで、一度に全員を入れ替得ることができなくなっている。さらに、任命に際しては、高等教育機関等を離職後 1 年以上が経過していること、同一政党の党員が過半数を占めてはならないこと、地域のバランス（各連邦議会選挙区から一人等）にも配慮しなくてはならない。また、相応の理由がないのに連続で 3 回以上常会を欠席（misses more than two consecutive regular commission meetings）した場合は、任期を終了させられる（State of Colorado 2024a）。

なお、Colorado Department of Higher Education⁽⁷⁾の作成した年次報告書によると「Colorado Department of Higher Education は、自らの権限の下で、また Colorado Commission on Higher Education を通じて、31 の公立高等教育機関（コミュニティ・カレッジ、独立した地方区のカレッジおよび地方のテクニカル・カレッジを含む）の政策を監督、調整し、さらに私立のカレッジ、大学、職業学校の認可および規制も行っている」（Colorado Department of Higher Education 2022: 5）とある。つまり、初中等教育などは含まないが、州立の 4 年制大学以外も含む幅広い高等教育機関を管轄していると判断できる。

ちなみに、コロラド州の旗艦州立大学の理事会の場合、知事と議会が任命する調整機関のコミッショナーとは対照的に、全理事を選挙によって選ぶ公選制になっているが、それでも 7 つの選挙区から最低 1 人ずつ選出されるように定められており（中世古 2022）、地域性への配慮と言う点は共通している。

州調整機関のコミッショナーに関しては、解任に関する規定もあるが、その基準は客観的で、時の権力者による恣意的な罷免を可能とするような規定とは考

えにくい。直接の利害関係者をコミッショナーとしないように、知事や議会が人選する制度になっているが、その時々の方局による影響を抑えるような様々な工夫を施した制度設計と言える。

4.3 アイダホ州

アイダホ州の調整機関は、州教育委員会（Idaho State Board of Education である。州憲法（Article IX, Section 2.）によると、州教育長を職権上の委員とする州教育委員会は、州立教育機関および公立学校制度の全般的な監督権限を与えられている（Idaho State Legislature 2024a）。州法（Title 33, Chapter 1）によると、州教育委員会は州教育長と、次の会期に上院が承認することを条件に知事が任期 5 年で指名する 7 人の、合計 8 人で構成される。委員は全員、3 年以上後述の所定の地区に居住する米国人でなければならない。知事の指名は、公衆に奉仕する能力や教育資格だけに基かなければならず、職業、政党または宗教とは無関係でなければならないとされる。さらに、指名される 7 人は、州内の 7 地区（各地区は複数の州議会選挙区から構成される）から 1 名ずつが任命される。また、州知事は「目に余る不道德行為、職務上の不正、不適格性」を理由として委員を罷免し、後任を指名することができる（Idaho State Legislature 2024b）。各委員の任期を明確に不ずらすための規定は確認できなかったが、現在の委員の任期は 2024 年から 2029 年（いずれも 6 月 30 日）まで分散されており、実際の運用では委員の交代は年に 1~2 人に抑えられている（Idaho State Board of Education 2024）。

表 1 で示したように、同州は 6 州の中で最も高等教育機関在籍者数が少なく（公立・私立を合わせて 12.5 万人）、機関数も少ない（同じく 13 校）。また、中世古（2022）でも取り上げられたように、州法（Title 33, Chapter 1, 33-101）によると、アイダホ州の州教育委員会は、機関州立大学の理事会（board of regents of the University of Idaho）も兼ねている。同州のように、管理運営する教育システムが小規模な場合は、別途高等教育機関のみを管轄する統治委員会や調整機関を設置する必要性が小さくても不思議はない。小規模な州における、ミニマムな制度設計の一例と言えるだろう。

4.4 ミシガン州

先行研究の部分で取り上げたように、ミシガン州には法令に基づいた調整機関は存在せず、個別機関の自

治を超えた問題は高等教育機関によるボランティアな組織によって調整されていたが、現在でもその大枠は変わっていない。ボランティアな調整を行う組織には、コミュニティ・カレッジをメンバーとする Michigan Community College Association (2024)、非営利の私立大学をメンバーとする Michigan Independent Colleges & Universities (2024) も存在するが、先行研究 (中世古 2022) と類似した分析枠組みにするため、本稿では 4 年制の州立大学をメンバーとする Michigan Association of State Universities (以下、MASU) について取り上げる。

MASU は、15 の公立大学のため調整機関 (the coordinating board for 15 public universities) で、「これらの機関が公益とミシガン州に貢献する際に提供する総合的な価値を最大化するために、政策の提言と策定を行っている」組織である (Michigan Association of State University 2024a)。同州では、1940 年代後半から州立大学の学長らが非公式な会合を開いていたが、1952 年には Michigan Council of State College Presidents が設立され、現在の MASU はこのカウンスルが 2015 年に改称されたものである (Michigan Association of State University 2024a)。MASU の詳細な内規等は入手できなかったが、15 名の役員 (Board of Directors) は全員が加盟校の学長相当 (President または Chancellor) であるため (Michigan Association of State University 2024b)、加盟校のトップが自動的に役員に就任するものと考えられる。

先行研究 (Richardson et al. 1999: 24-43) が描いた通り、外形的には州政府からの独立性が極めて強い調整の枠組みと言える。ただし、MASU はあくまで当事者による自主的な組織であり、やはり他州の調整機関と同列に扱うことはあまり適切ではないと考えられるため、あくまで参考という扱いにとどめたい。

4.5 ミネソタ州

ミネソタ州の調整機関は Minnesota Office of Higher Education である。ただしこれは、奨学金プログラムの運営や各種の情報提供を主な業務とする、知事直轄のエージェンシー (a cabinet-level state agency) であるとされる (Minnesota Office of Higher Education 2024a)。州法 (135A.01) によると、1 名のコミッショナー (単数形の a commissioner) が、上院の助言と承認を条件に知事によって任命されるが、任期に関する定めは特になく (Minnesota Office

of the Revisor of Statutes 2024)。実際には、知事就任時に都度指名されるようで、現在のコミッショナーは先住民教育に関する経歴のある人物が 2022 年に現知事 (再当選で 2 期目) に再度の指名を受けて 2 期目を務めているとされる (Minnesota Office of Higher Education 2024b)。

実は、同州は調整機関を何度も改変してきた州である。1965 年の Minnesota Liaison and Facilities Commission for Higher Education の設置以降、1967 年には Minnesota Higher Education Coordinating Commission へと名称変更、1975 年に Higher Education Coordinating Board へと改組、1995 年に Higher Education Service Office への置き換え、2005 年には現在の Minnesota Office of Higher Education への名称変更が行われた (Minnesota Legislative Reference Library 2024a)。ちなみに、1995 年から 2005 年までは、Higher Education Service Office の事務局長の任命や知事や議会への勧告を行うために、市民 8 人と現役学生 1 人から構成された Higher Education Services Council が、州法に基づき存在した (Minnesota Legislative Reference Library 2024a)。また、この Service Council に助言するための機関として、公私立の高等教育機関の役員層 (senior vice-president、chancellor、associate vice-chancellor 等) を構成員とする Higher Education Advisory Council が、やはり州法に基づき存在した (Minnesota Legislative Reference Library 2024b)。つまり、同州の調整機関は時間と共に行政機関 (Office) 化してきたわけだが、そうした中でも一応存在した一般市民や高等教育機関の当事者らも公式にかかわる仕組みも、20 年ほど前に廃止されたことになる。

ミネソタ州は、紆余曲折を経て調整機関を知事直轄部局化した州と言えるが、その名称が示すように、現在では実務を処理する組織という趣が強い。実際、州法が規定する業務内容を見ても、州および連邦の奨学金プログラムの運営、州間協定の批准に関する決定、高等教育に関する各種データの報告など (Minnesota Office of the Revisor of Statutes 2024) であり、学位プログラムの許認可や予算編成など、各大学の自治に抵触するようなものは特に見当たらない。先述のように、同州は旗艦州立大学が憲法上の自治を持つ州であり、知事部局化したところで調整機関が強い統制を行うことはできないようである。

表 2 評価基準に基づく整理

州	A:「州政府」に近づく		B:「大学」に近づく		C:「州民」に近づく		D: 中心に近づく	
	①州政府役職者	②州政府任用率	①身分保障	②大学側当事者	①公選制	②役職指定以外の人数	①選考委員会	②広い管轄
(参考) カリフォルニア	不明	100%	弱	4 人	非該当	不明	非該当	該当
コロラド	0 人	100%	中	0 人	非該当	11 人 100%	非該当	一部該当
アイダホ	1 人	87.5%	弱	0 人	非該当	7 人 87.5%	非該当	該当
(参考) ミシガン	0 人	0%	強	15 人	非該当	0 人 0%	非該当	非該当
ミネソタ	1 人	100%	弱	0 人	非該当	0 人 0%	非該当	一部該当
オクラホマ	0 人	100%	中	0 人	非該当	9 人 100%	非該当	一部該当

4.6 オクラホマ州

オクラホマ州の調整機関は、Oklahoma State Regents for Higher Education であるが、大学理事会との混同を避けるため以下では州高等教育理事会と記す。州高等教育理事会は 1941 年の州憲法改正により設置された (Oklahoma State Regents for Higher Education 2024a)。州憲法 (ARTICLE XIII-A) の規定によると、州高等教育理事会は知事の指名と上院の承認を得た、任期 9 年の 9 人のメンバーから構成されるが、各人の任期は 1 年ずつずらされており、弾劾の対象とならない公職者を罷免するための法律に抵触しない限り罷免されない (Oklahoma Senate 2024)。再任に関する規定は見つけられなかったが、調査時点では、別々の知事から指名を受けて 2 期目を務めている人物が存在していることから、再任は禁止されていないことがわかる (Oklahoma State Regents for Higher Education 2024b)。

知事や議会が調整機関の構成員を決定するが、再任も可能な長い任期と、そう簡単には罷免させることができないという身分保障が州憲法の中で行われているので、その時々政局の影響を抑えるような制度設計と言える。

4.7 各州の特徴を踏まえた配置

以上の各州の調整機関の制度上の特徴を、3-3.の基

準に基づき評価した結果が表 2 である。以下では各州の特徴について改めて整理した後に、図 1 の図式に落とし込むことで各州の調整機関を比較する。

カリフォルニア州はあくまで参考であるが、同州では調整機関に準ずる組織のコミッショナーとして州教育行政や政権の幹部などの A①州政府役職者が複数人含まれてはいる。しかし、州政府役職者ではない者も同様だが、全員が知事の一存で任命されており、どこまでが州政府の役職にあるためにコミッショナーを務めているのか判然としない。A②州政府任用率は当然 100%である。B①身分保障は、任期や罷免 (の制約) に関する規定が見当たらないため、唯一の任命権者である知事の意向に沿わない人物はコミッショナーを短期間で交代させられる可能性がある。他方で、B②大学当事者としては公立 3 セグメントの代表と私学団体の代表の合計 4 人が参加している。実は、この 4 つの選出元の区分は CPEC やその前身組織時代と同じである。そのため、基準が不明だった A①の政府役職者と比べて、同州の伝統的な枠組みを念頭に固定メンバーに近い扱いで指名されていると考えられる。C①公選制は該当しない。C②役職指定以外の人数は、先述のように A①政府指定役職者の範囲が判然とせず、そもそも現員の 13 名という人数も固定的とは限らず、評価が難しい。D①選考委員会は非該当だが、②広い管轄は、キャリア教育マスタープランという明らかに大学教育だけでは収まりきらない幅広い問題

を扱おうとしているため、該当していると考えられる。以上のように評価が難しいポイントが複数あるが、

「州政府」の頂点にかなり近いことは間違いない。また、一応当事者が含まれることから僅かに「大学」側に、また管轄の広さから三角形の中心に少し寄った場所に位置づくと考えられる。

コロラド州は、A①州政府役職者がそのままコミッショナーになるわけではないが、A②州政府任用率は100%となる。任期は最長2期8年と短くはなく、罷免に関する規定はあるが、恣意的な運用には歯止めがかかる内容になっているため、B①身分保障は中程度⁽⁸⁾と考えられる。B②大学側当事者の参加はない。C①の公選制は非該当である。C②役職指定以外の人数は、11人全員が該当し、比率で言うと100%となる。D①選考委員会は非該当、D②の広い管轄は、私立カレッジや職業学校も管轄しているという意味である程度当てはまる。したがってコロラド州は、「州政府」「大学」「州民」そして中心に近づく要素をそれぞれ一部ずつ有するため、三角形の中心近くに位置付けられるだろう。

アイダホ州は、A①州政府役職者は1人（州教育長）で、そのほかのコミッショナーは全員が政治任用なのでA②州政府任用率は87.5%（7/8）となる。B①身分保障は、任期が1期5年と他州と比べ長くはなく、罷免に関する規定がコロラド州のような客観的な基準に基づかず、任命権者の意向が反映される余地があるものであるため、身分保障としては弱いと考えられる。B②大学側当事者は、その参加を明確に禁止する規定はないが、規程上最も明白な選考基準はコミッショナーの選出地域のバランスであり、大学当事者の参加が自動的に保証されないため、ここでは0人と判断する。C①公選制は非該当で、C②役職指定以外的人数は7人（87.5%）となる。D①選考委員会は該当せず、D②広い管轄は、州教育委員会であることから完全に該当する。「大学」に近づく要素が少なく、「州政府」「州民」そして中心に近づく要素を一定程度持ったため、中心寄りだがやや「大学」から離れた位置にプロットできる。

ミシガン州のMASUもあくまで参考ではあるが、公立4年制大学の自主的な組織であるため、A①州政府役職者は0人で、A②州政府任用率も0%である。メンバー校の学長等が自動的に就任するため、B①身分保障は、知事や議会からの独立性という意味では比較的強く、②大学側当事者の参加は15人全員が該当する。C①公選制は該当せず、C②役職指定以外で参

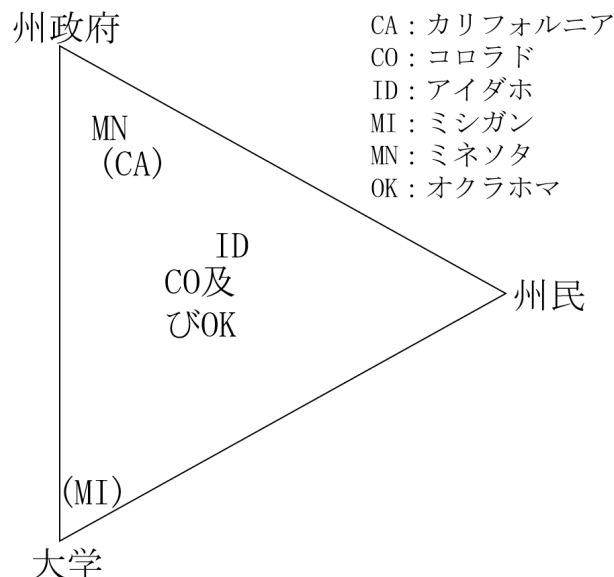


図2 調整機関の制度的位置づけを比較する三角形

加する一般の州民も0人である。D①選考委員会は学長等が自動的に就任するため該当せず、D②広い管轄も該当しない。以上のことから、「大学」の頂点の極めて近くに配置できる。

ミネソタ州は、知事直轄の行政組織の責任者としてコミッショナー1名が知事に直接指名されるため、他州とは調整機関の意味合いが幾分異なることに留意すべきではあるが、A①州政府役職者が1人で、A②州政府任用率は100%と整理できる。知事の一存で任免を行うことが可能な規定であるため、B①身分保障は弱いと考えられる。B②大学側当事者の参加もない。C①公選制は非該当で、C②役職指定以外的人数も0人である。D①選考委員会は、前進組織では該当したが、現在はない。D②広い管轄は、公立4年制大学以外の高等教育機関も管轄するという意味では部分的に該当する。「州政府」の頂点に近いが、わずかに中心寄りに位置づくと考えられる。

オクラホマ州は、A①州政府役職者が0人だが、A②州政府任用率が100%となる。9年（再任可）という任期と恣意的な運用を防止するような罷免に関する規定のため、B①身分保障は中程度と考えられる。B②大学側当事者は、確実にコミッショナーになる人数としては0人である。C①公選制は非該当で、D②広い管轄は、公立の様々なタイプの大学やコミュニティ・カレッジを管轄しているという意味で一部該当するが、私学も含むコロラド州よりもやや狭いと思われる。以上のように各頂点や中心に近づく要素を一部ずつ有することから三角形の中心近くに位置付けられ

るだろう。

以上の考察に基づき、各州を三角形の内部に配置すると図2のようになる。他州の調整機関と同列に扱えないカリフォルニア州とミシガン州は、州名を括弧で示している。また、いずれも三角形のほぼ中央に位置するコロラド州とオクラホマ州は、実際にはほぼ同じ場所に位置するが、表記上は少しずらしてある。

これまでの議論から以下の3点が指摘できるだろう。まず、三角形の中心近くにコロラド州、オクラホマ州、その少し右上にアイダホ州が位置づくが、既にみたように、コミッショナーの任免に関する具体的な方法に類似点が多い。これらの州では、調整機関のコミッショナーとして州政府関係者や大学関係者がそのまま就任することはあまりないが、行政トップ（知事）の一存だけで任命が可能なのではなく、議会の承認も必要とされる。ある程度長い任期と、各メンバーの就任時期をずらす規定や実際の運用のため、その時々政局に影響を受けて交代するコミッショナーの人数は抑制されている。地域的代表性などへの配慮も、恣意的な任用への一定の歯止めとなるだろう。こうした特徴は、D①選考委員会のようにコミッショナーの中立性・多様性を促すものとも考えられる。さらに、罷免のハードルを上げるような規定もあるなら、コミッショナーの任命権者からの独立性はより高まる。これらの州の方式は非当事者が中心となるレイマン・コントロールの一種と言えるが、「大学」からだけでなく、任命権を持つ「州政府」からも距離をとるような様々な仕組みが備わっていると言える。

次に、カリフォルニア州やミネソタ州のように、様々な経緯で「州政府」の近くに位置づいた州では、「州政府」と言っても議会ではなく知事が主導権を握る形になっている。改革続きのこれら2州との対比で言えば、先ほどの3州のように近年大きな改革がなかった州は、伝統的な制度設計を維持しているとも言えるだろう。

最後に、ミシガン州はそもそも例外扱いされるような州だったが、ここまで大学側が優位となる枠組みは6州の中でさえ幾分極端なケースのようにも見える。ただしこれは、公式の調整機関がないからこそ自主的な調整が促進され、結果として大学優位の側面が強調されているだけとも言える。いずれにせよ、それが従前から変わらぬミシガン州の伝統的な制度設計だとすれば、公権力が積極的に関与しない大学優位の高等教育システムも十分成立し得ると言える。これは特筆に値する事実である。

5. まとめ：参照枠としての米国モデル

全州的な高等教育の調整機関は、米国の諸州で広く見られる制度と言われてはきたが、以上に示したように、その具体的な制度設計は多様であり、大学と社会とを橋渡しする方法は一つではない。法令に基づいた調整機関がない（が高等教育関係者のボランティアな組織はある）州、知事直属の行政機関に変質した州、州全体の教育委員会と一体の州など、実に様々である。一応調整機関が明示的に設置されている場合でも、コミッショナーの任免等に関する仕組みだけを見ても、大学と政府を橋渡しする組織の制度設計の相違が見て取れる。

McGuiness（1994=1998: 180）によれば、大学理事会や州調整機関のような高等教育関連の「委員会」の能力を決定する要因として、「委員会委員の威信と信頼」「個人の利益の集合体ではなく、一体となった政策決定機関としての委員会の態度」「委員会およびそのスタッフの客観性、公正・妥当な判断、および建設的問題解決といった点での評判」などが重要であるとされる。本稿でも見てきたように、知事による指名や議会による承認が必要とされる場合が多いなど、基本的には当該州政府の最高レベルがその任命に関与することで、州調整機関の威信、信頼、正当性などが担保されていると考えられる。しかし複数の州の制度は、単に学外者を多数派にするなどして当事者の過度な影響力行使を防止するといった仕組みだけでなく、知事や議会からの一定の独立性を担保するような仕組みも、州法や、州によっては州憲法に基づき備えられていた。ただし、この点は比較的近年の改革により知事主導型に移行した州（カリフォルニア州、ミネソタ州）や、そもそも公式の調整機関がない州（ミシガン州）ではその限りではない。

このように州調整機関の制度設計を見比べると、大学と政府の関係を検討するための様々な論点が示唆される。米国高等教育を自国の大学改革議論のモデルとする前に、むしろ目下の大学改革を相対視する参照枠組みとして、その構造のより正確な理解を援用することが可能となるだろう。

例えば、国立大学法人法の一部改正により理事の員数が7人以上の特定国立大学に運営方針会議が設置されることになったが、このような改革の前提や限界を吟味するために米国の調整機関の制度設計を参照

できるかもしれない。究極的には文部科学大臣が任命・解任の権限を持つ学外者を含む会議体が（既にある学長及び理事から構成される役員会とは別に）個別大学に設置されるわけだが、そこでは、各大学の学内関係者の裁量に制限を加えながら（政府がお墨付きを与えた人物が代表するところの）外部社会の要求を反映させる仕組みを導入することで、大学がよりよく社会に奉仕するようになるという前提が置かれていると考えられる。仮に、それによって個別大学が社会的な使命⁹⁾に一層注力できるようになったとしても、それはあくまで個々の大学の管理、運営、経営についてであり、大学セクター、或いは高等教育セクターが全体としてよりよく社会に奉仕することを促すとは限らない。政府による分割統治が強化される中で、各大学が限られたパイの奪い合に駆り立てられて疲弊する虞さえある。

また、個別大学レベルを超えた高等教育政策の調整枠組みをどう構想するのかという問題でも参照できる。日本において法的位置づけも一定の権威もある調整機関と言えば、中央教育審議会（高等教育に限定するなら大学分科会）が該当しそうである。しかし、中央教育審議会令（文部科学省 2023）によれば、委員等は文部科学大臣が任期2年で任命すると定められているが、一度に交代する委員の人数を抑えるために任期を意図的にずらすこと、地域的代表性や政党との関係性等を考慮すること、任命権者の意向に反しても罷免されないこと等を目的とした規定は特に見当たらない。現在の中教審（特に分科会）は設定された政策課題についてその都度専門家を集めるのに適した仕組みと理解することもできるが、本稿の分析モデルに即して評価すれば、おそらくその時々々の為政者の影響を即座に受けやすい（それを積極的に防止する仕組みが少なくとも公式には特段無い）という意味で、政府の頂点寄りに配置されることになるだろう。現行制度は、非当事者の委員を参加させて大学当事者の過度な影響力を抑えるという意味ではレイマン・コントロールの要素を含むように見えるが、実は一般の国民（図1の「州民」の頂点）からも距離のある、容易に政治化するリスクを多分に孕んだものなのかもしれない。

以上のように、単純化して紹介されがちだった米国高等教育の州調整機関について、Clarkの「調整の三角形」を援用した独自の分析枠組みに基づき、国家・政府と大学との単純な二項対立では回収しきれない制度設計の論点を描き出したことが、本稿の学術的貢

献である。

最後に本稿の課題を述べる。今回分析に使用したモデルでは、州政府の頂点に知事と議会が両方とも含まれている。州政府内のどのアクターに注目するかで何らかの違いを看取できるかもしれないが、その違いを十分に表現できるモデルではない。また、コミッショナーの任免に関する制度設計の違いが、実際の調整機関の機能や当該州の大学や高等教育のパフォーマンスと関連するのかは、別途検討を要する。詳細に検討すれば制度設計の同異では説明が難しい州間の違いが生じている可能性があるが、同一の州においてさえ、具体的な政策課題、時期、成果と見做す指標などが異なれば、制度設計と実態の関連は異なるかもしれない。それらを検討する前提として本稿が試みたような制度設計の違いを総合的に評価する作業の意義は改めて指摘しておくが、やはり、さらに焦点を絞った比較検討も重要である。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 19K14261 の助成を受けたものである。

<注>

(1) 本稿では特段断りのない限り、大学とは主に州立（公立）大学を意味する。引用する文献の表記や前後の文脈により、「州立」ではなく「公立」と表記する場合もあるが、両者を区別する意図はない。

また、Fulton (2019) の整理によると、州によって相違もあるが、州調整機関と大学理事会の責務

(responsibilities) について、概ね次のような共通点と相違点があるとされる。

<両者に共通する責務>

- ・州の政策および教育リーダーに助言し、または提案を提供する。
- ・州際協定および相互承認協定（例：SARA（オンライン教育の州際協定）、授業料協定）の承認または監督を行う。
- ・各教育機関の使命を承認する。
- ・学術政策、プログラム、イニシアチブ（例：入学、単位移行）を策定し、または運営する。
- ・州またはシステム全体の基本計画/戦略計画を策定する。
- ・アカウンタビリティ（説明責任）またはパフォーマンス指標を策定し、または監督する。
- ・州全体またはシステム全体の政策計画に従事する。

・教育機関の設立、統合、または閉鎖を提案または承認する。

- ・既存の学術プログラムを審査する。
- ・施設・資本建設計画を審査または承認する。

<州調整機関の責務>

・学生向けの財政支援や貸付を管理する（注：主に関連機関が担う責務）。

- ・特定の教育機関の認可または承認を行う。
- ・州、システム、または教育機関向けに情報およびデータサービスを提供する。

<大学理事会の責務>

- ・債券の承認または管理を行う。
- ・学長の採用およびまたは報酬を承認する。
- ・学位および資格の承認または授与を行う。
- ・システムまたは教育機関の効率性を確保する。
- ・システムまたは教育機関を統治する。
- ・システムまたは教育機関の有効性を監視または評価する。
- ・教育機関を推進し、またはその利益を擁護する。
- ・教員および職員に関する方針を策定する。

(2) カリフォルニア州に米国の高等教育を代表させるような見方は、必ずしも日本に限ったものではない。あるイギリス人の研究者も「カリフォルニアはアメリカ高等教育の最高到達点である」(Marginson 2016: xi) 等として、同州の重要性を強調している。

(3) なお、近年の文献でも、「ミシガン州は州全体の中等後教育の委員会あるいはエージェンシー、または主要な州全体の委員会も有しておらず、いずれのガバナンスモデルにも該当しない」(Fulton 2019: 2) として、例外扱いされている。

(4) 「市場」の頂点を「州民」に読み替えるという修正により、「州政府」と「大学」の単純な二項対立では収まらない要素を描きやすくなる。この修正の詳細な検討については、先行研究で指摘されてきた問題点等も含めて中世古 (2022) を参照されたい。以下にその説明の一部を引用するが、大学理事会を州調整機関に適宜読み替えれば、本稿の問題設定とよく適合する。

「州政府」の頂点とも、「大学」の頂点とも重ならない第3者の客観性を帯びた州民（を主要メンバーとする大学理事会の在り方）を、そうした第3者の要素を正当性の根拠として表面上は保持させたまま自陣営に引き込むことを巡る葛藤状態であると捉えれば、二項対立ではない図式を想定することができる。
[中略：引用者] 例えば、「州政府」側から見た場合、

州民一般の利益を主張して州立大学理事会の在り方を州民寄りに調整することで、理事会を（露骨に政治的影響のもとに置いて第三者的な正当性を犠牲にすることなく）「大学」側から相対的に遠ざける（現場寄りの主張を退ける）ことができる。反対に、「大学」側から見た場合も、理事会が州民寄りに近いことは、「州政府」側の直接的な影響を抑えられる（時の権力者の要求をそのまま実行することを免れる可能性が高まる）ことを意味する。（中世古 2022: 11-12）

(5) 知事カOUNシルの来歴に関しては State of California (2024a) が、CPEC をはじめとした前身組織等との同異は中世古 (2024: 149-154) が詳しい。

(6) 1960 年のオリジナルの「マスタープラン」(The Master Plan Survey Team 1960) はあくまで高等教育のための計画であった。しかし、今般の「マスタープラン」が「キャリア教育のための」と銘打っていることにも示されているが、実際にはカリフォルニア州の「マスタープラン」は徐々に高等教育の範疇を超えた問題にも対応を求めるものへと変化してきた（中世古 2024）。

(7) コロラド州には高等教育部 (Department of Higher Education) も存在するが、これはコミッションとの役割の違いを明確にするために 2008 年に別途設置された組織である (State of Colorado 2024b)。

(8) 本稿の分析対象の 6 州の中では、調整機関のコミッショナーの身分保障が比較的強いと考えられるコロラド州やオクラホマ州も、評価は中程度となる。何故なら、身分保障が強いと評価されるのは、10 年を超えるような長い任期や、罷免の権限が誰にもないような場合を想定しているからである。例えば、カリフォルニア大学の理事がそうであるが、身分保障の強さを巡る州政府との確執は中世古 (2018c) や中世古 (2019) を、他州との比較は中世古 (2022) を参照されたい。

(9) 大学が果たすべきとされる社会的使命を誰が定義するのも大きな問題だが、本稿の守備範囲を逸脱するため、これ以上は踏み込まない。

<参考文献>

- Berdahl, Robert O., 1971, *Statewide Coordination of Higher Education*, American Council on Education.
- Berdahl, Robert O. and McConnell, T. R., 1994, "Autonomy and Accountability: Some Fundamental

- Issues," Altbach, Philip G., Berdahl, Robert O., Gumpert, Patricia J. eds., *Higher Education in American Society (3rd ed.)*, Johns Hopkins University Press. (=1998, 高橋靖直訳, 「州と高等教育」『アメリカ社会と高等教育』玉川大学出版部, 103-125.)
- Clark, Burton, 1983, *The Higher Education System*, University of California Press. (=1994, 有本章訳, 『高等教育システム—大学組織の比較社会学—』東信堂.
- Colorado Department of Higher Education, 2022, *2022 Annual Report*.
- Douglass, John A., 2000, *The Californian Idea and American Higher Education: 1850 to the 1960 Master Plan*, Stanford: Stanford University Press.
(=荒井克弘・田中義郎監訳『カリフォルニア州高等教育マスタープラン: アメリカ大学モデルの創出 1850-1960』, 玉川大学出版部.)
- 江原武一, 2004, 「アメリカのマスタープラン」『IDE: 現代の高等教育』No. 456, pp. 52-58.
- Executive Department State of California, 2023, "EXECUTIVE ORDER N-11-23."
<https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2023/08/8.31.23-Career-Education-Executive-Order.pdf>,
(2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Fulton, Mary, 2019, *An Analysis of State Postsecondary Governance Structures*, Education Commission of the States.
<https://www.ecs.org/50-state-comparison-postsecondary-governance-structures/> (2024 年 11 月 18 日最終閲覧)
- Idaho State Board of Education, 2024, "Board Members."
<https://boardofed.idaho.gov/board-facts/board-members/> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Idaho State Legislature, 2024a, "CONSTITUTION OF THE STATE OF IDAHO ARTICLE IX EDUCATION AND SCHOOL LANDS Section 2. BOARD OF EDUCATION."
<https://legislature.idaho.gov/statutesrules/idconst/ArtIX/Sect2/> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Idaho State Legislature, 2024b, "TITLE 33 EDUCATION CHAPTER 1 STATE BOARD OF EDUCATION."
<https://legislature.idaho.gov/wp-content/uploads/st>
- <atutesrules/idstat/Title33/T33CH1.pdf/> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Kaplin, William A., Lee, Barbara A., 2013, *The Law of Higher Education: A Comprehensive Guide to Legal implications of Administrative Decision Making Fifth Edition*, San Francisco: Jossey-Bass.
(Kindle 版)
- Marginson, Simon, 2016, *The Dream Is Over: The Crisis of Clark Kerr's California Idea of Higher Education*, Oakland: University of California Press.
- Marginson, Simon & Rhoades, Gray, 2002, "Beyond national states, markets, and systems of higher education: A glonacal agency heuristic," *Higher Education* 43, no.3: pp. 281-309.
- McGuinness, Aims, 1994, "The States and Higher Education," Altbach, Philip G., Berdahl, Robert O., Gumpert, Patricia J. eds., *Higher Education in American Society (3rd ed.)*, Johns Hopkins University Press. (=1998, 高橋靖直訳, 「州と高等教育」『アメリカ社会と高等教育』玉川大学出版部, 165-198.)
- McGuinness, Aims, 2016, *State Policy Leadership for the Future: History of State Coordination and Governance and Alternatives for the Future*, Education Commission of the States.
<https://www.ecs.org/state-policy-leadership-for-the-future-history-of-state-coordination-and-governance-and-alternatives-for-the-future-archive/> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Michigan Association of State University, 2024a, "About MASU." <https://www.masu.org/about> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Michigan Association of State University, 2024b, "MASU Board of Directors."
<https://www.masu.org/about/masu-board-directors> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Michigan Community College Association, 2024, "Overview." <https://www.mcca.org/overview> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)
- Michigan Independent College & Universities, 2024, "About MICU and Michigan's Independent Colleges & Universities."
<https://www.micolleges.org/about-us> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

Minnesota Legislative Reference Library, 2024a, “Higher Education Services Council”
<https://www.lrl.mn.gov/agencies/detail?AgencyID=123> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

Minnesota Legislative Reference Library, 2024b, “Higher Education Advisory Council”
<https://www.lrl.mn.gov/agencies/detail?AgencyID=746> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

Minnesota Office of Higher Education, 2024a, “About Us.”
<https://www.ohe.state.mn.us/mPg.cfm?pageID=894> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

Minnesota Office of Higher Education, 2024a, “Commissioner’s Office.”
<https://www.ohe.state.mn.us/mPg.cfm?pageID=2571> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

Minnesota Office of the Revisor of Statutes, 2024, “2024 Minnesota Statutes 136A. 01 OFFICE OF HIGHER EDUCATION.”
<https://www.revisor.mn.gov/statutes/cite/136A.01> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

森政之, 2007, 「カリフォルニア大学におけるキャンパス整備の制度的特徴に関する考察」『日本建築学会技術報告集』第 13 巻 26 号, pp. 731-736.

文部科学省, 2003, 「米国『カリフォルニア高等教育マスタープラン』の概要」.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/030301dc.htm (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

文部科学省, 2015, 「特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議（第 1 回） 配付資料」.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/070/gijiroku/1363162.htm (2024 年 11 月 20 日最終閲覧)

文部科学省, 2023,
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gaiyou/05091501.htm 「(参考) 中央教育審議会令」. (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

中世古貴彦, 2018a, 「米国高等教育における調整が他州管理機構の廃止の影響：カリフォルニア中等後教育コミッションを例に」『教育制度学研究』第 25 号, pp.132-146.

中世古貴彦, 2018b, 「自律的高等教育システムにおける調整枠組みはなぜ放棄されたのか：カリフォルニア中等後教育コミッションの廃止経緯」『九州教育学会

研究紀要』第 45 巻, pp. 61-68.

中世古貴彦, 2018c, 「研究大学の自律と統制：カリフォルニア大学を例に」『高等教育研究』第 21 集, pp.195-212.

中世古貴彦, 2019, 「憲法上独立な大学理事会は『社会の代表』か？ーカリフォルニア大学理事会を例にー」『高等教育研究叢書 149 カリフォルニア大学バークレー校の経営と教育』, pp. 11-19.

中世古貴彦, 2022, 「憲法上独立な米国州立大学理事会の比較：「調整の三角形」の応用」『九州大学教育社会学研究集録』, 第 24 巻, pp. 9-20.

中世古貴彦, 2024, 『アメリカ高等教育のガバナンス改革：カリフォルニア大学の自律と統制をめぐる葛藤』九州大学出版会.

National Center for Education Statistics, 2024a, “Table 317.20. Degree-granting postsecondary institutions, by control and classification of institution and state or jurisdiction: Academic year 2022-23.”
https://nces.ed.gov/programs/digest/d23/tables/dt23_317.20.asp (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

National Center for Education Statistics, 2024b, “Table 304.10. Total fall enrollment in degree-granting postsecondary institutions, by state or jurisdiction: Selected years, 1970 through 2022.”
https://nces.ed.gov/programs/digest/d23/tables/dt23_304.10.asp (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

OECD, 1990, *Reviews of National Policies for Education: Higher Education in California*, Paris: OECD Publications Service.

Oklahoma State Regents for Higher Education, 2024a, “State System Overview: A Guide to the History, Organization and Operation of the State System: Part Two*.”
<https://okhighered.org/state-system/overview-part2/> (2024 年 11 月 30 日)

Oklahoma State Regents for Higher Education, 2024b, “Regent Michael C. Turpen.”
<https://okhighered.org/state-system/state-regents/regent-turpen/> (2024 年 11 月 30 日)

Oklahoma Senate, 2024, “Article 13-A. Oklahoma State System of Higher Education.”
<https://oksenate.gov/sites/default/files/2022-05/oc13A.pdf> (2024 年 11 月 30 日)

Pechota, D., Fulton, M., & Broom, S., 2020, “50-State Comparison: State Postsecondary Governance Structures,” Education Commission of the States.

<https://www.ecs.org/50-state-comparison-postsecondary-governance-structures/> (2024 年 11 月 18 日最終閲覧)

Richardson, Richard C. Jr., Bracco, Kathy R., Callan, Patrick M., and Finney, Joni E., 1999, *Designing State Higher Education Systems for a New Century*, Phoenix: The Oryx Press, American Council on Education.

Salazar, Jose & Leihy, Peodair, 2013, “Keeping up with Coordination: from Clark’s Triangle to 、Microcosmographia,” *Studies in Higher Education*, 38(1): 53-70.

佐藤郁哉, 2019, 『大学改革の迷走』ちくま新書.

仙波克也, 1980, 「米国高等教育における州調整委員会の成立とその役割」『日本教育経営学会紀要』第 22 巻, pp. 100-109.

仙波克也, 2004, 「カリフォルニア州の高等教育制度の管理制度の性格」『西日本工業大学紀要』第 34 巻, pp. 131-139.

State of California, 2024a, “About The Council.” <https://careereducation.gov.ca.gov/about/about-the-council/> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

State of California, 2024b, “Master Plan.” <https://careereducation.gov.ca.gov/master-plan-engage/> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

State of Colorado, 2024a, “Title 23 - The Commission,” Colorado Department of Higher Education. <https://cdhe.colorado.gov/about-us/cche/title-23-the-commission> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

State of Colorado, 2024b, “About Us,” Colorado Department of Higher Education. <https://cdhe.colorado.gov/about-us> (2024 年 11 月 30 日最終閲覧)

高木英明, 1998, 『大学の法的地位と自治機構に関する研究—ドイツ・アメリカ・日本の場合』多賀出版.
田中秀明, 大森不二雄, 杉本和弘, 大場淳, 2024, 『高等教育改革の政治経済学：なぜ日本の改革は成功しないのか』明石書店.

The Master Plan Survey Team, 1960, *A Master Plan for Higher Education in California, 1960-1975*,

California State Department of Education, Sacramento.